

証券コード：7508

株式会社 **G-7** ホールディングス

第**49**期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



開催場所

神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル
4階 翔雲
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第49期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 7508
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3
株式会社G-7ホールディングス
代表取締役社長 岸 本 安 正

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g-7holdings.co.jp/investors/assemble/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第49期定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7508/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき「銘柄名(会社名)」に「G-7ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7508」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページ「議決権行使についてのご案内」に従って2024年6月26日(水曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第49期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙の記入欄

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2・第3・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

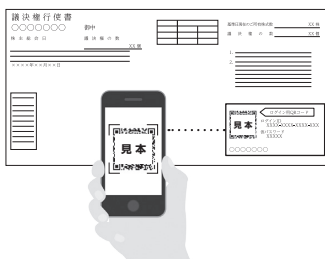
インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれている管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）は、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の業務執行体制の現状に即し、現行定款第23条第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_____は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 <条文省略> 2 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて <u>取締役名譽会長1名、取締役会長1名、</u> 取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 <現行どおり> 2 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）8名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	かね だ たつ み 金 田 達 三	代表取締役会長兼CEO	再任
2	きし もと やす まさ 岸 本 安 正	代表取締役社長	再任
3	まつ だ ゆき とし 松 田 幸 俊	取締役総務部長	再任
4	せき だ い さく 関 大 作	取締役	再任
5	たま き いさお 玉 木 功	取締役	再任
6	の ぐち しん いち 野 口 真 一	取締役	再任
7	さか もと みつる 坂 本 充	社外取締役	再任 社外 独立
8	し だ ゆき ひろ 志 田 幸 宏	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かねだ たつみ
金田 達三

再任

生年月日

1950年11月14日

所有する当社の株式数

24,800株

在任年数

20年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1993年 4月 当社入社
2000年 6月 当社取締役
2000年 9月 キノシタオート(株)代表取締役社長
2005年 4月 当社執行役員関東カンパニー社長
2005年 6月 当社代表取締役社長
2006年 1月 オートセブン分割準備(株)(現・(株)G-7・オート・サービス) 代表取締役社長
2013年 4月 同社代表取締役会長
2015年 8月 (株)G-7デベロップメント(現・(株)G7リテールジャパン) 代表取締役社長
2017年 4月 同社代表取締役会長 (2018年3月退任)
2018年 4月 (株)G-7・オート・サービス取締役会長 (2019年3月退任)
(株)G7アグリジャパン代表取締役会長 (2019年3月退任)
2019年 6月 当社代表取締役会長兼CEO
2022年 5月 当社代表取締役会長兼社長CEO
2023年 6月 当社代表取締役会長兼CEO
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

金田達三氏は、2005年6月より当社の代表取締役を務めるとともに、当社子会社の代表取締役を歴任するなど、当社グループの経営をリードしてきた豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
2005年 4月 当社経理部長
2006年 7月 当社執行役員経理部長
2007年 6月 当社取締役財務部長
2021年 6月 当社常務取締役財務部長
2022年 4月 当社常務取締役経営管理本部長
2023年 6月 当社代表取締役社長
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岸本安正氏は、当社の常務取締役経営管理本部長などを歴任し、2023年6月より当社の代表取締役に就任するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しているため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

きしもと やすまさ
岸本 安正

再任

生年月日

1960年9月8日

所有する当社の株式数

8,800株

在任年数

17年

取締役会出席状況

19/19回

候補者番号 3

まつだ ゆきとし
松田 幸俊

再任

生年月日

1951年1月30日

所有する当社の株式数

9,200株

在任年数

19年

取締役会出席状況

19/19回

候補者番号 4

せき だいさく
関 大作

再任

生年月日

1971年6月25日

所有する当社の株式数

500株

在任年数

6年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1998年10月 当社入社
2004年4月 当社経営統括本部総務部長
2004年7月 当社管理本部長兼総務部長
2005年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長
2007年6月 当社取締役管理部長
2008年6月 当社取締役総務部長
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

松田幸俊氏は、長年にわたり当社の総務部門の責任者を務め、社内でのコンプライアンスの徹底に寄与するなど、法務・ガバナンスについて豊富な業務経験と知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位および担当

2003年11月 (株)サンセブン(現・(株)G-7スーパーマーケット)入社
2005年6月 同社取締役
2009年7月 同社常務取締役
2011年4月 同社専務取締役
2016年4月 同社取締役副社長
2017年4月 同社取締役社長
2018年4月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2018年6月 当社取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7スーパーマーケット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

関 大作氏は、業務スーパー事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

5

たまき いざお
玉木 功

再任

生年月日

1963年5月18日

所有する当社の株式数

－株

在任年数

5年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1999年7月 (株)テラバヤシ(現・(株)G-7ミートテラバヤシ)入社
2004年2月 同社執行役員ミートザミート西日本事業部長
2010年2月 同社取締役
2013年4月 同社取締役副社長
2015年5月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2019年6月 当社取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

玉木 功氏は、精肉事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

のぐち しんいち
野口 真一

再任

生年月日

1973年3月30日

所有する当社の株式数

4,400株

在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位および担当

1996年3月 (株)オートセブン(現・(株)G-7ホールディングス)入社
2011年4月 (株)オートセブン(現・(株)G-7・オート・サービス)執行役員
サービス事業推進部長
2013年4月 同社常務取締役
2017年4月 同社専務取締役
2019年4月 同社代表取締役社長
現在に至る。
2023年6月 当社取締役
現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)G-7・オート・サービス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

野口真一氏は、車関連事業を展開する当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、営業・マーケティングについて豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

さかもと
坂本

みつる
充

再任 社外 独立

生年月日

1951年3月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

11年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1973年4月 (株)オニツカ (現・(株)アシックス) 入社

1977年4月 (株)日本エル・シー・エー入社

1986年5月 同社取締役

1990年5月 同社常務取締役 (2001年7月退任)

2001年5月 (株)マネジメントエフ設立

代表取締役社長

現在に至る。

2013年6月 当社社外取締役

現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)マネジメントエフ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂本 充氏は、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

8

しだ ゆきひろ
志田 幸宏

再任 社外 独立

生年月日

1965年5月5日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

9年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位および担当

1989年4月 山一証券(株)入社
1998年4月 メリルリンチ日本証券(株)入社
2005年3月 SG Private Banking(Japan),Ltd.ダイレクター
2006年3月 Societe Generale Bank&Trust,Singaporeシニアバイスプレジデント
2011年10月 **ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長**
現在に至る。
2012年2月 CBP QUILVEST WEALTH ADVISORY LTD. (現・PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.) シニアバイスプレジデント
2013年6月 (株)ジークホールディングス社外取締役
2015年6月 **当社社外取締役**
現在に至る。
2021年8月 **PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター**
現在に至る。

重要な兼職の状況

ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長
PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼクティブダイレクター

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

志田幸宏氏は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本 充氏および志田幸宏氏は社外取締役の候補者であります。当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 当社は、坂本 充氏および志田幸宏氏との間において、責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、両氏と当社との間において責任限定契約を引き続き継続する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告32ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告31ページに記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	よし だ たい ぞう 吉 田 泰 三	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	たま おき な な こ 玉 置 菜々子		新任 社外 独立
3	ふじ むら え り こ 藤 村 絵里子		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よしだ たいぞう
吉田 泰三

再任

生年月日

1954年12月23日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

19/19回

監査等委員会出席状況

12/12回

候補者番号

2

たまおき ななこ
玉置 菜々子

新任 社外 独立

生年月日

1988年9月22日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位および担当

1988年 8月 ニュービジネスフォーラム（現・公益社団法人関西ニュービジネス協議会）入局
2008年 4月 同法人事務局長
2011年 5月 同法人理事 事務局長
2017年 1月 当社入社
2017年 6月 当社常勤監査役
2022年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）
現在に至る。

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

吉田泰三氏は、これまで当社の監査役および監査等委員である取締役として、同氏のコーポレート・ガバナンスに関する知見に基づき積極的な助言と監督をしていただくなど、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。

略歴、当社における地位および担当

2014年12月 弁護士登録、大阪弁護士会所属
現在に至る。
2015年 1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
現在に至る。
2020年 9月 ニューヨーク州弁護士登録
現在に至る。

重要な兼職の状況

弁護士、レグセル(株)社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

玉置菜々子氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の弁護士としての実務経験および専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能強化の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

ふじむら えりこ
藤村 絵里子

新任 社外 独立

生年月日

1980年3月24日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位および担当

2002年10月 朝日監査法人（現・有限責任 あずさ監査法人）入所

2006年6月 公認会計士登録

現在に至る。

2023年8月 有限責任 あずさ監査法人退所

2023年9月 藤村公認会計士事務所代表

現在に至る。

2023年11月 ブリッジコンサルティンググループ(株)入社

現在に至る。

重要な兼職の状況

公認会計士、藤村公認会計士事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤村絵里子氏は、過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の公認会計士としての実務経験および専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 玉置菜々子氏および藤村絵里子氏は監査等委員である社外取締役の候補者であります。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 在任年数は、本総会終結時における在任期間を示しております。
4. 玉置菜々子氏および藤村絵里子氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定により、両氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告32ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告31ページに記載のとおりであります。
6. 玉置菜々子氏の戸籍上の氏名は、荒井菜々子であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

本招集ご通知の取締役候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

	氏名	性別	企業 経営	税務・ 会計	法務・ ガバナンス	人材育成	M&A	営業・ マーケティング	グローバル	サステナ ビリティ
取 締 役	金田 達三	男性	○			○	○	○	○	○
	岸本 安正	男性	○	○	○	○	○		○	○
	松田 幸俊	男性			○	○	○		○	○
	関 大作	男性	○			○	○	○		○
	玉木 功	男性	○			○	○	○		○
	野口 真一	男性	○			○	○	○		○
	坂本 充	男性	○			○	○	○		
	志田 幸宏	男性	○				○	○	○	
監取 査締 等役 委・ 員	吉田 泰三	男性			○		○			
	玉置 菜々子	女性			○		○		○	
	藤村 絵里子	女性		○	○		○			

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」において、監査等委員である取締役に吉田泰三氏と監査等委員である社外取締役に玉置菜々子氏および藤村絵里子氏の選任が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役吉田泰三氏の補欠として加藤康彦氏を、監査等委員である社外取締役玉置菜々子氏または藤村絵里子氏の補欠として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

かとう やすひこ
加藤 康彦

生年月日

1961年5月26日

所有する当社の株式数

一株

略歴

1995年3月 (株)オートセブン (現・(株)G-7ホールディングス) 入社
2013年11月 当社内部統制室長
2018年4月 当社内部監査室長
現在に至る。

重要な兼職の状況

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤康彦氏は、当社において内部統制室長などを歴任し、現在、内部監査室長を務めるなど、コンプライアンス、リスク管理および内部統制についての豊富な経験と実績を有しているため、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をいただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

よねだ こうじ
米田 耕士

生年月日

1957年2月17日

所有する当社の株式数

一株

略歴

- 1990年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属
元原・田中法律事務所(現・多聞法律事務所) 入所
現在に至る。
- 2016年4月 兵庫県弁護士会会長

重要な兼職の状況

日工(株)社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

米田耕士氏は、過去において社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、監査等委員として経営全般の監査・監督機能の発揮と有効な助言をしていただくことを期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、事業報告32ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。その契約内容の概要は、事業報告31ページに記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月29日開催の当社第47期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に関する方針（なお、本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に沿うように変更することを予定しております。）等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金

額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来

する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行したことに伴い、社会・経済活動の正常化が進み、景気に緩やかな回復がみられたものの、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫による地政学リスクの高まりに加え、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の成長鈍化など海外経済の下振れリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、円安の進行や原材料・エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇が続き、商品・サービスの値上げが行われるなか、消費者の節約志向が高まるとともに、原材料・物流経費・人件費等のコストも軒並み増加するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のなかで、当社グループは、人間尊重を経営基盤とし、顧客第一主義、現地現場主義によって顧客・株主・社員・地域社会等のステークホルダーの満足度向上に向けた経営を実践してまいりました。また、当社のグループ方針である「『儲ける力』に更に磨きをかける」を経営テーマに、人づくり、組織づくりの再構築を図ると共に、売上から利益重視の経営に努め、収益力の拡大に取組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は192,992百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益は6,920百万円（同6.4%増）、経常利益は7,318百万円（同7.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5,175百万円（同35.3%増）の増収増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

車関連事業につきましては、お客様のトータルカーライフを支えるべく、タイヤやメンテナンス商品の拡販、車検整備・車販売に取り組みました。また、円安の進行を背景に海外向けの中古車販売が好調でした。一方、暖冬の影響により冬用タイヤなどの冬季用品の販売が伸び悩み、これに伴うタイヤ取付工賃を中心としたサービス販売も減少しました。また、バイクワールド事業の既存店舗売上が減少したこともあり、利益面では前年度を下回りました。新規出店につきましては、「バイクワールド」をマレーシアに2店舗オープン、「シャトレゼ」を近畿圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「バイクワールド」の店舗数は20店舗、「シャトレゼ」の店舗数は2店舗となりました。これにより、売上高は43,386百万円（前連結

会計年度比6.3%増) となり、経常利益は1,598百万円 (同28.0%減) となりました。

業務スーパー事業につきましては、食料品や日用品が相次いで値上がりするなか、安心・安全な商品がお客様に支持され販売は堅調に推移しました。新規出店による増収効果に加え、メディアやSNSで業務スーパー商品が紹介されたこと等により認知度向上に繋がり、売上および利益面ともに前年度を上回りました。新規出店につきましては、「業務スーパー」を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に4店舗、九州圏に1店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「業務スーパー」の店舗数は191店舗となりました。これにより、売上高は106,310百万円 (前連結会計年度比11.8%増) となり、経常利益は4,835百万円 (同24.7%増) となりました。

精肉事業につきましては、原材料価格の上昇や円安による輸入原材料の上昇が続くなか、販売単価や品揃えを見直したことで、また、新規出店の増収効果等により、売上および利益面ともに前年度を上回りました。新規出店につきましては、「お肉のてらばやし」を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に4店舗、近畿圏に1店舗、九州圏に3店舗オープンしたことにより、当連結会計年度末における「お肉のてらばやし」の店舗数は174店舗となりました。これにより、売上高は21,174百万円 (前連結会計年度比7.2%増) となり、経常利益は398百万円 (同24.6%増) となりました。

その他事業につきましては、ミニスーパー事業「リコス」および農産物直売所「めぐみの郷」が、前年度におきまして不採算店舗を整理したことや、コロナ禍で業績が伸び悩んでいた健康関連事業「Curves」の回復等により、売上および利益面ともに前年度を上回りました。これにより、売上高は22,122百万円 (前連結会計年度比 4.1%増) となり、経常利益は185百万円 (前連結会計年度は経常損失8百万円) となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、4,064百万円となりました。主なものは、車関連事業では、「バイクワールド」店舗をマレーシアに2店舗オープンしたこと、「シャトレゼ」店舗を近畿圏に1店舗オープンしたこと、業務スーパー事業では、「業務スーパー」店舗を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に4店舗、九州圏に1店舗オープンしたこと、精肉事業では、「お肉のてらばやし」店舗を北海道に1店舗、首都圏に3店舗、中部圏に4店舗、近畿圏に1店舗、九州圏に3店舗オープンしたこと等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第46期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第47期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第48期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第49期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高(百万円)	163,556	168,525	176,922	192,992
経常利益(百万円)	7,306	7,877	6,813	7,318
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,855	5,255	3,824	5,175
1株当たり当期純利益(円)	211.64	119.28	86.78	117.46
総資産(百万円)	51,391	54,145	57,202	61,872
純資産(百万円)	21,263	24,747	26,757	29,973
1株当たり純資産額(円)	957.83	558.17	607.25	680.23

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を、算定しております。

(5) 対処すべき課題

国内経済におきましては、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行したことに伴い、社会・経済活動の正常化が進み、景気に緩やかな回復がみられたものの、円安の進行やエネルギー価格の高騰などに伴う物価上昇により、依然として先行き不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、電気料金や原材料価格などの高騰に加え、物流経費・人件費等のコストも増加するとともに、生活必需品等の値上げにより消費者の節約志向が高まるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、グループの成長を持続するために以下の項目を重点課題として取組み、増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

収益向上への取組み

当社グループは、これまでも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。創業50周年にあたる2025年に向けて、今後も確実に収益をあげ成長を続けるために、タイムリーで適切な新規出店、従業員一人ひとりの働き方への意識改革による労働時間の短縮を含めた生産性の向上、また引き続き徹底的な経費削減等の諸施策を実行することなどにより、グループ全体のコストを見直し、収益性の向上に努めてまいります。

人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供すること、的確な商品説明やカウンセリング、商品活用を提案すること、アフターケアを確実に行うことなどにより、お客様に満足を与え続けられる人材を育て、ファンづくり、生涯顧客づくりに取組んでまいります。

組織継続への取組み

当社グループは、グループ内において「幹部養成塾」や「NC養成塾」を開講し、次世代を担う若手社員や幹部社員の育成に取り組んでおります。さらにグループの社長・役員を対象とした「創業者塾」を開講し、経営のノウハウや役員としての心構えを教育することで、組織の将来を担う経営者の育成に努めております。

市場開拓への取組み

当社グループは、車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー事業、精肉事業を中心に、アグリ事業をはじめとしたその他事業にも積極的に取組んでおります。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや資本提携・業務提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、東南アジア諸国に現地法人を設立し、グローバル化を推進してまいりました。日本国内外での事業展開において得られた経験を生かし、今後の国際情勢を注視しながら海外での展開をすすめてまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G-7・オート・サービス	380百万円	100.0%	自動車用品・部品の販売、自動車の買取・販売
株式会社G-7スーパーマーケット	405百万円	100.0%	冷凍食品・加工食品販売
株式会社G-7ミートテラバヤシ	50百万円	100.0%	食肉・畜産加工品の販売

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売

連結子会社 株式会社G-7・オート・サービス、株式会社G-7バイクワールド他が行っております。

業務スーパー事業…冷凍食品・加工食品販売

連結子会社 株式会社G-7スーパーマートが行っております。

精肉事業…食肉・畜産加工品の販売

連結子会社 株式会社G-7ミートテラバヤシが行っております。

その他事業…厳選食品の卸販売、農産物の直売、ミニスーパーの運営、健康体操教室の運営、
自転車販売店の運営、不動産賃貸業等

当社および連結子会社 株式会社G7ジャパンフードサービス、株式会社G7アグリジャパン、
株式会社G7リテールジャパン、株式会社G-7リコス・ストアズ他が行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

①当社本店 神戸市須磨区

②営業店舗

業 態 別	店舗数	国・都道府県別
オートバックス	79	茨城県2店、千葉県13店、福井県8店、京都府6店、兵庫県38店、岡山県3店、広島県6店、マレーシア3店
業務スーパー	191	北海道15店、埼玉県21店、千葉県15店、東京都20店、神奈川県17店、岐阜県6店、愛知県27店、三重県10店、大阪府11店、兵庫県23店、福岡県17店、長崎県2店、熊本県7店
お肉のてらばやし	174	北海道14店、宮城県1店、福島県1店、埼玉県19店、千葉県12店、東京都17店、神奈川県11店、山梨県1店、岐阜県5店、愛知県18店、三重県8店、大阪府6店、兵庫県30店、岡山県5店、福岡県15店、佐賀県3店、熊本県8店
めぐみの郷	20	大阪府1店、兵庫県17店、奈良県2店
バイクワールド	20	栃木県1店、千葉県2店、岐阜県1店、愛知県2店、三重県1店、大阪府1店、兵庫県4店、広島県1店、香川県1店、福岡県1店、マレーシア5店
リコス	58	東京都45店、神奈川県13店
その他 (カーブス等)	57	栃木県1店、埼玉県4店、千葉県6店、東京都4店、神奈川県25店、福井県2店、京都府1店、兵庫県14店

(注) オートバックスの店舗数には、オートバックスエクスプレス7店舗が含まれております。

③工場 9カ所

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,080名	57名増

(注) 従業員数には、パート・アルバイト社員5,591名 (期中平均人員) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,170
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 208,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 44,063,754株
 (3) 株主数 6,156名
 (4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
一般社団法人Kトラスト信託口	11,835	26.86
公益財団法人G-7奨学財団	7,322	16.61
木 下 陽 子	3,305	7.50
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	2,935	6.66
株式会社オートバックスセブン	2,203	5.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1,271	2.88
BBH FOR FIDELITY LOW-PRI CED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,228	2.78
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	967	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	904	2.05
塚 本 晃 司	299	0.68
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	299	0.68

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長兼CEO (代表取締役)	金 田 達 三	
取締役社長 (代表取締役)	岸 本 安 正	
取 締 役	松 田 幸 俊	総務部長
取 締 役	関 大 作	株式会社G-7スーパーマート代表取締役社長
取 締 役	玉 木 功	株式会社G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長
取 締 役	野 口 真 一	株式会社G-7・オート・サービス代表取締役社長
取 締 役	坂 本 充	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長
取 締 役	志 田 幸 宏	ANALOG PTE.LTD.代表取締役社長 PROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.エグゼ クティブダイレクター
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 田 泰 三	
取 締 役 (監査等委員)	上 甲 悌 二	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員 オーナンバ株式会社社外監査役 株式会社タカミヤ社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	西 井 博 生	公認会計士 なぎさ監査法人代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員 三相電機株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役坂本 充氏および志田幸宏氏ならびに取締役（監査等委員）上甲悌二氏および西井博生氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、重要な社内会議等への出席等による情報収集および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉田泰三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は、取締役坂本 充氏および志田幸宏氏ならびに取締役（監査等委員）上甲悌二氏および西井博生氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

(2) 取締役の報酬等（2024年3月31日現在）

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において決議された役員規程において、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本頁中は「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

当社取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、役員規程に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しており、毎月金銭で支給しております。

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与として金銭で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、役員規程に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された代表取締役会長金田達三氏および代表取締役社長岸本安正氏により、各取締役の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況を熟知し、総合的に各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該報酬の決定は、指名・報酬委員会が役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、委任された裁量の範囲内で権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

業績連動報酬の指標として単年度の過去最高連結当期純利益を選定した理由は、増収、増益、過去最高利益を達成することにより、企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持たせる指標にふさわしいと判断したからであります。なお、当連結会計年度における連結当期純利益は、5,175百万円であります。

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定方針につきましては、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に寄与するため、最も適切な割合となることを方針としております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、役員規程に詳細に定められており、その規定に従い取締役の個人別の報酬額が決定されていること、また、指名・報酬委員会が当該報酬について役員規程で定めている決定方針との整合性を確認しており、取締役会もその答申内容を尊重していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	131 (8)	87 (6)	44 (2)	- (-)	6 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	15 (8)	13 (7)	2 (1)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。
2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役（監査等委員会設置会社移行前の監査役会設置会社における監査役のことをいう。）および上席部長（既に退任または退職している者および保険期間中に新たに役職に就く者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役志田幸宏氏は、ANALOG PTE.LTD.の代表取締役社長およびPROVIDENTIA WEALTH ADVISORY LTD.のエグゼクティブダイレクターを兼職しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上甲悌二氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員を兼職しておりますが、当社と両法人との間には特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上甲悌二氏は、オーナンバ株式会社の社外監査役および株式会社タカミヤの社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。また、同氏は、株式会社姫野組の社外取締役を兼任しておりましたが、2023年12月31日付で同社の社外取締役を退任いたしました。当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西井博生氏は、三相電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席	監査等委員会への出席	発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 充	19回中19回	—	多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	志田幸宏	19回中19回	—	海外での企業経営者としての高い見識と豊富な実務経験の見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	上甲悌二	19回中17回	12回中12回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	西井博生	19回中17回	12回中12回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役について、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	47百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき20円とし、この効力発生日ならびに支払開始日は、2024年6月11日といたします。この結果、当期の年間配当金は中間配当金20円と合わせ合計40円となります。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,360	流 動 負 債	22,296
現金及び預金	17,138	買掛金	8,954
売掛金	5,765	短期借入金	5,260
商品及び製品	8,067	未払法人税等	1,568
その他	2,402	賞与引当金	1,087
貸倒引当金	△13	その他	5,425
固 定 資 産	28,511	固 定 負 債	9,602
有 形 固 定 資 産	19,263	長期借入金	3,910
建物及び構築物	10,708	再評価に係る繰延税金負債	42
土地	5,626	役員退職慰労引当金	78
その他	2,928	資産除去債務	3,895
無 形 固 定 資 産	390	退職給付に係る負債	806
のれん	62	その他	869
その他	328	負 債 合 計	31,898
投 資 其 他 の 資 産	8,857	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	5,783	株 主 資 本	30,576
繰延税金資産	2,875	資本金	1,785
その他	383	資本剰余金	2,783
貸倒引当金	△184	利益剰余金	26,006
資 産 合 計	61,872	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△602
		その他有価証券評価差額金	60
		土地再評価差額金	△514
		為替換算調整勘定	△150
		退職給付に係る調整累計額	2
		純 資 産 合 計	29,973
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	61,872

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	192,992
売上原価	147,303
売上総利益	45,689
販売費及び一般管理費	38,769
営業利益	6,920
営業外収益	
受取利息及び配当金	9
受取手数料	165
協賛金	290
その他	94
営業外費用	
支払利息	34
固定資産処分損	108
その他	18
経常利益	7,318
特別利益	
投資有価証券売却益	127
特別損失	
減損損失	310
関係会社清算損	12
税金等調整前当期純利益	7,123
法人税、住民税及び事業税	2,460
法人税等調整額	△512
当期純利益	5,175
親会社株主に帰属する当期純利益	5,175

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,235	流 動 負 債	6,141
現金及び預金	4,149	短期借入金	5,260
前払費用	104	未払金	316
未収入金	504	未払費用	52
関係会社短期貸付金	1,431	未払法人税等	72
その他	45	未払消費税等	46
固 定 資 産	16,724	賞与引当金	192
有 形 固 定 資 産	6,774	設備関係未払金	9
建物	2,607	その他	191
構築物	174	固 定 負 債	6,446
機械及び装置	7	長期借入金	3,910
車両運搬具	12	退職給付引当金	23
工具、器具及び備品	68	役員退職慰労引当金	78
土地	3,871	預り敷金保証金	1,248
建設仮勘定	32	再評価に係る繰延税金負債	42
無 形 固 定 資 産	155	資産除去債務	1,116
借地権	41	その他	27
ソフトウェア	104	負 債 合 計	12,588
その他	9	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	9,795	株主資本	10,827
投資有価証券	146	資本金	1,785
関係会社株式	5,925	資本剰余金	2,723
関係会社長期貸付金	1,844	資本準備金	2,723
長期前払費用	8	利益剰余金	6,318
繰延税金資産	1,415	利益準備金	74
敷金及び保証金	760	その他利益剰余金	6,243
その他	45	別途積立金	2,930
貸倒引当金	△350	土地圧縮積立金	74
資 産 合 計	22,960	繰越利益剰余金	3,238
		自 己 株 式	△0
		評価・換算差額等	△455
		その他有価証券評価差額金	59
		土地再評価差額金	△514
		純 資 産 合 計	10,372
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,960

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		5,972
営業費用		
売上原価	1,668	
販売費及び一般管理費	1,609	3,277
営業利益		2,694
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
その他	12	32
営業外費用		
支払利息	33	
その他	2	36
経常利益		2,690
特別利益		
投資有価証券売却益	127	
関係会社清算益	15	143
特別損失		
関係会社事業損失	394	
減損損失	1	395
税引前当期純利益		2,438
法人税、住民税及び事業税	275	
法人税等調整額	△430	△154
当期純利益		2,592

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社G - 7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G - 7ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社G - 7ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社G-7ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	吉	田	泰	三	Ⓔ
監査等委員	上	甲	悌	二	Ⓔ
監査等委員	西	井	博	生	Ⓔ

(注) 監査等委員上甲悌二及び西井博生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場……神戸市西区糀台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
(最寄りの駅 神戸市営地下鉄 西神中央駅下車徒歩1分)

